

・ 転入者の方(令和6年1月2日以降に下市町に住所登録がある方)

次のいずれかにあてはまる

- ・ 令和6年分所得税額(定額減税前)が0円ではない
- ・ 令和6年度住民税の定額減税前所得割額が0円ではない

はい



いいえ



次のいずれかにあてはまる

- ・ 確定申告書第一表④④-④③>0となる
- ・ 令和6年分源泉徴収票の摘要欄の控除外額が0円ではない
- ・ 【令和5年分所得】よりも【令和6年分所得】の方が少なかった
- ・ 令和6年6月3日以降、令和5年分の所得について税の修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- ・ 令和6年中に扶養親族が増えた(こどもの出生・結婚等)

対象の可能性があるので申請してください

対象外です

低所得者世帯向け給付を受給した

対象外です

令和6年分所得は青色事業専従者・事業専従者(白色)所得である

対象の可能性があるので申請してください

令和6年分合計所得金額が48万円越である

対象の可能性があるので申請してください

対象外です